

消 食 基 第 120 号
令 和 7 年 2 月 14 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

既存添加物「キナ抽出物」の使用実態調査について（周知依頼）

既存添加物「キナ抽出物」については、平成 8 年度厚生科学研究報告書「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」（主任研究者 林裕造）において「基原、製法、本質からみて、現段階において安全性の検討を早急に行う必要はないもの」に分類されていました。

今般、食品添加物安全性評価検討会（座長：平林容子 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長）において調査により得られた安全性の情報を検討し評価された結果が、食品衛生基準審議会添加物部会（令和 6 年 11 月 28 日開催）にて報告されました。当該評価結果では、食品添加物としての使用に関しては安全性に懸念がないとされたものの、キナ抽出物の主成分のひとつであるキニーネについては、生殖発生に関する懸念を示唆する情報も得られていることが報告されました。そのため、キナ抽出物を使用されている製品を介したキニーネの摂取実態を把握するため、現在のキナ抽出物の使用実態について調査を行うことといたします。

つきましては、貴管内の既存添加物「キナ抽出物」又はこれを含む製剤若しくは食品（以下「既存添加物等」という。）を販売等する営業者に対し、別記の実施要領の写しを送付等いただき、キナ抽出物を使用した食品について販売等がなされている場合には、別添により使用方法等について申出がなされるよう、周知方よろしくお願いいたします。

本件に関しては、消費者庁のホームページ*及び検疫所での掲示等による周知を図っているほか、公益財団法人日本食品衛生協会、一般財団法人食品産業センター、公益財団法人日本輸入食品安全推進協会、公益財団法人日本健康・栄養食品協会、一般社団法人日本食品添加物協会に対して、所属会員等の関係者への周

知を依頼しているところですが、これらの団体に所属していない事業者が既存添加物等を販売等している事例も多くあることから、このような事業者に対しても周知がなされるよう十分な配慮をお願いいたします。

なお、「キノ抽出物」が食品の添加物として使用されるものでない場合は、原則、申出の対象とはなりません。

※ 消費者庁・食品衛生基準審査課ホームページ（分野別施策〔食品添加物〕）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives

※ 連絡先：消費者庁食品衛生基準審査課添加物係
電子メール g.kijunfap@caa.go.jp

(別記)

既存添加物「キナ抽出物」の使用実態調査実施要領

1. 調査対象

既存添加物「キナ抽出物」を使用した食品。

今回の調査は、「キナ抽出物」が器具又は容器包装の原材料として用いられているものについては対象としないので申出しないこと。

2. 申出を行う者

原則として、当該添加物を使用した食品の製造及び販売を行う会社から申し出ること。ただし、当該添加物の製造又は販売を行う事業者が自らの製造受託元又は販売先の事業者等に対し情報収集を行い、申出する場合においてはこの限りではない。

3. 申出の方法等

(1) 調査対象の品目を販売等していない旨の報告は不要である。

(2) 調査対象品目につき添加物としての販売等の実態がある場合には、令和7年3月31日までに以下の登録フォームにて必要事項を記入すること。

- 登録フォーム：https://contact.caa.go.jp/standards_evaluation/webform-011.html

なお、登録フォームによる申出ができない環境下にある場合には、別添の様式を以下のウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記載の上、関連する書類と共に以下の連絡先に電子メールに添付して送付することも可能である。

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives

連絡先：消費者庁食品衛生基準審査課添加物係

電子メール g.kijunfap@caa.go.jp

- ① 電子メールにて申出を行う場合、別添は、必要事項を記載の上、マイクロソフトExcelファイルの形式で送付すること。また、記載欄の追加・削除は行わないこと。
- ② ①に関連する書類等を添付する場合は、該当する書類をPDF形式で別添と併せて電子メールにて送付すること。

4. 申出書等の記載時の留意点等

(1) 第1に以下の情報を記載すること。

- ① 申出日
- ② 申出を行う企業等の住所
- ③ 申出を行う企業等の名称
- ④ 担当者連絡先

所属、氏名、電話番号、FAX番号及びE-mailをそれぞれの記載欄に入力すること。

⑤ 申出を行う企業の関与状況

ドロップダウンリストから「「キナ抽出物」を製造している」、「「キナ抽出物」を販売している」、「「キナ抽出物」を製造及び販売している」、「「キナ抽出物」を使用した食品を製造している」、「「キナ抽出物」を使用した食品を販売している」又は「「キナ抽出物」を使用した食品を製造及び販売している」のいずれかを選択すること。

(2) 第2に以下の情報を記載すること。

① 使用目的

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第6、別表第7を参考に、当該添加物を食品に使用する使用目的を記載すること。（例：着香の目的、風味増強の目的等）

② 使用量

当該添加物を使用する際の使用量又は濃度、残存量等を記載すること。（例えば、液体の食品1Lあたり当該添加物100mgを使用する場合は、「100mg/L」等）

最終食品における残存量で管理している場合は、「最終製品において」と付記すること。

また、使用量や使用方法に関する補足情報となる資料があれば、PDFとして申出書（Excelファイル）と併せてメール送付すること。

③ 使用対象食品

当該添加物を使用している製品の食品種別を記載すること。（例えば、「清涼飲料水」「リキュール」「焼き菓子」等）

複数の食品に使用している場合、各製品の種別を同一欄に複数列举して差し支えない。

④ 食品商品名

当該添加物を使用している製品の商品名を記載すること。

(3) 第3に以下の情報を記載すること。

① 添加物の商品名

使用している当該添加物の商品名を記載すること。また、把握していれば、製造又は販売する事業者名（メーカー名）を付記すること。

② 添加物の製品規格の有無

ドロップダウンリストより「有」又は「無」のいずれかを選択すること。申出を行う企業として添加物の製品規格又は受け入れ試験の規格を所有しているか否かについて回答すること。

③ 添加物中のキニーネ含有量

使用している当該添加物のキニーネ含有量（残存量）を把握している場合は、その値を記入すること。（例えば、「〇〇mg/kg以下」等）把握していない場合は「不明」と記載すること。

④ 食品の製品規格の有無

ドロップダウンリストより「有」又は「無」のいずれかを選択すること。当該添加物を使用する食品の製品規格の有無について回答すること。「有」を選択した場合は、製品規格の情報についてPDFとして申出書（Excelファイル）と併せてメール送付すること。

⑤ 食品中のキニーネ含有量

当該添加物を使用した食品におけるキニーネ含有量を把握している場合は、その値を記入すること。（例えば、「〇〇mg/kg以下」等）把握していない場合は「不明」と記載すること。

既存添加物「キナ抽出物」の使用実態に関する申出書

消費者庁食品衛生基準審査課長 殿

既存添加物「キナ抽出物」を以下のように使用しているため報告します。

第1 申出者に関する情報

①申出日	令和 年 月 日
②申出を行う企業等の住所	
③申出を行う企業等の名称	
④担当者連絡先	
所属	
氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
⑤申出を行う企業の関与状況 ドロップダウンリストからいずれかを選択すること	

第2 キナ抽出物の使用方法に関する情報

項目	記載欄
①使用目的（例：着香の目的）	
②使用量（例：100mg/L、最終製品において100mg/kg等）	
③使用対象食品（複数列举可能） （例：清涼飲料水）	
④食品商品名	

第3 使用しているキナ抽出物に関する情報

項目	記載欄
①添加物の商品名 （把握していれば、製造又は販売する事業者名を付記）	
②添加物の製品規格の有無	
③添加物のキニーネ含有量 （例：〇〇mg/kg以下等） 把握していない場合は「不明」と記載すること。	
④食品の製品規格の有無	
⑤食品のキニーネ含有量 （例：〇〇mg/kg以下等） 把握していない場合は「不明」と記載すること。	